

**鳴門市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

【日程】

参加表明書等提出期間	令和6年	5月14日（火）～	5月24日（金）午後5時
質問受付期間	令和6年	5月14日（火）～	5月21日（火）正午
質問への最終回答日	令和6年	5月23日（木）	
提案資格確認結果の通知	令和6年	5月28日（火）まで	
提案書等の提出期間	令和6年	5月29日（水）～	6月14日（金）午後5時
提案書等の審査及び評価	令和6年	6月下旬（予定）	
審査結果通知	令和6年	7月上旬（予定）	

1 業務の説明

(1) 業務名

鳴門市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

本業務は、鳴門市国民健康保険における特定健康診査の未受診者及び継続受診者に対して、効率的・効果的なデータ分析を行い、特定健康診査の受診率向上を図るとともに、本市における特定健康診査実施体制に関する課題や対策等を分析し、その改善に資することを目的とする。

(3) 業務内容

鳴門市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 見積限度額

5,324,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は、契約予定価格を示すものではない。

(6) 支払方法

業務完了払いとする。

(7) 担当部署

担当課 鳴門市健康福祉部保険課

担当者 新居

住 所 772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

連絡先 電話 088-684-1204

FAX 088-684-1321

メール hoken@city.naruto.i-tokushima.jp

2 プロポーザルへの参加資格要件

本プロポーザルへ参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 次の①又は②に該当する者であること。
 - ① 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登録されている者。
 - ② 上記①に該当しない者で、参加表明書の提出期限までに、別紙①に示す物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。
- (3) 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱（平成22年4月1日制定）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 本業務と同様の業務において、複数年での支援実績を有し、かつ受診率向上実績を有していること
- (8) 事業所としてプライバシーマーク・ISMS等の個人情報保護に関する事業者認定制度を取得していること

3 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加表明者」という。）は、提出期間に参加表明書等を提出すること。

なお、参加表明書等を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式2）を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月14日（火）から5月24日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

本要領1(7)の担当部署へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は配達記録が残る方法に限る。

(3) 提出書類（各1部）

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 会社概要調書（様式4）
- ③ 本業務と同等以上の実績が確認できる国又は地方公共団体との業務委託契約書の写し
- ④ 別紙①に記載の書類（鳴門市物品等一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約参加資格者名簿に登録されている者は不要）

(4) 参加資格の確認及び通知

提出された参加表明書等は、本要領 2 の参加資格を満たしているか審査し、その結果を電子メールにて令和 6 年 5 月 28 日（火）までに通知する。なお、参加表明に係る提出書類について、本市から説明を求められた場合、参加表明者はこれに応じなければならない。

また、本通知が令和 6 年 5 月 29 日（水）正午時点においても届かない場合は、必ず 1 (7) の担当部署に問い合わせすること。

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は参加表明書、提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和 6 年 5 月 14 日（火）から 5 月 21 日（火）正午まで

(2) 提出方法

本プロポーザルに関する質問がある場合は、電子メールにより、質問文書（任意様式）を添付し、1(7)の担当部署に提出すること。なお、送信後、電話にて着信したか確認すること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、本市公式ウェブサイトにおいて随時公表し、令和 6 年 5 月 23 日（木）までにすべての質問に対する回答を公表する。なお、質問に対する回答をもって、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正をしたものとする。

5 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 6 年 5 月 29 日（水）から 6 月 14 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出書類

- ① 提案書 10 部（正本 1 部、副本 9 部）
- ② 会社概要調書（様式 4） 10 部
- ③ 業務実績及び配置予定従事者調書（様式 5） 10 部
- ④ 見積書（様式 6）及び見積内訳書 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

見積内訳書は任意様式とする。

(3) 提案書の作成方法及び記載内容

提案書は「鳴門市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務に係る提案書（様式 3）」を表紙とし、提案書（任意様式）とまとめて綴じること。

① 作成方法

ア 提案書は、A4 判サイズとし、縦横は任意とする。A3 判サイズも可とするが、A4 判サイズに折り込むこと。

イ ページ数は提案書表紙を除いて、20 ページ（片面刷り）以内とし、ページ番号を

付しておくこと。なお、A3判サイズを折り込んだ場合は、2ページと勘定する。

ウ 文字サイズは、11ポイント以上を基本とする。

エ その他、文章、図表などを用いて、簡潔明瞭に記載すること。

② 記載内容

本業務の仕様書の内容を十分、踏まえた上で、概ね以下の内容を記載すること。

なお、本プロポーザルの審査やプレゼンテーション等は提出書類のみで行うこととするため、その旨に留意して作成すること。

ア 本業務の実施方針・コンセプト

イ 本業務の実施体制・運営方法

ウ 個人情報保護対策、情報セキュリティの確保（データの授受方法を含む）、大規模災害時や個人情報の漏洩時の対応等

エ 業務目的達成のための具体的な提案及び本業務を行う場合の改善提案

オ その他、特にPRしたい事項

(4) 提出方法

本要領1(7)の担当部署へ持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は配達記録が残る方法とし、提出期限までに必着のこと。

6 提案書等の審査及び評価

(1) 実施日

令和6年6月下旬（予定）

(2) 審査委員会

鳴門市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）

(3) 審査及び評価の対象

提出書類（「5(2)提出書類」をいう。以下同じ。）及びプレゼンテーション内容により、審査する。

(4) プレゼンテーション

① 実施日

審査委員会開催の日と同日とする。

※詳細な日時及び場所等については、後日連絡する。

② 実施方法

ア プレゼンテーション等の所要時間は、1事業者につき30分以内（提案説明20分、質疑10分）とする。

イ プレゼンテーションに参加する参加表明者側の出席者は、仕様書に記載の「管理者」を含み、3名以内とする。

ウ プレゼンテーションは提出書類のみで行い、その他の資料の活用は認めない。

エ 参加表明者の事情により、プレゼンテーションに参加できない場合は、参加表明を辞退したものと見なす。

(5) 審査項目等

審査項目		審査基準	評価点 (配点)
大項目	小項目		
事業者の 信頼性	①事業実績等	事業者の経営実績、過去における同種・類似業務の実績が豊富で十分な成果が期待できること	10 点
提案内容	②業務実施方針・コンセプト	本業務の目的を理解し、本業務を履行するにふさわしい実務方針・コンセプトであること	20 点
	③業務実施体制及び運営方法	業務を継続的・的確に遂行できる体制が確保できていること 従事予定者の経験が十分であること 業務実施日時等が妥当であること	20 点
	④個人情報保護対策及び情報セキュリティの確保	個人情報保護対策、情報セキュリティが確保されていること 大規模災害時や個人情報の漏洩時の対応等が適切であること	10 点
	⑤提案内容の具体性・専門性・独自性	提案内容が具体的であり実現性が高いものであること 専門性や独自性が高く、業務実施に効果的な取り組みができること	30 点
価格	⑥見積金額	最低見積金額の参加表明者を 10 点とする 他の参加表明者は、最低見積金額を当該見積金額で除して得た数に 10 を乗じた点数(小数点以下切り捨て)とする	10 点
合 計			100 点

(6) 評価水準（評価点数は、各標語の下欄に定める範囲内で 1 点単位とする。）

標語	優れている	やや優れている	平均的	やや劣る	劣る
配点 10 点の小項目(⑥を除く)	9～10 点	7～8 点	5～6 点	3～4 点	1～2 点
配点 20 点の小項目	18～20 点	13～17 点	9～12 点	5～8 点	1～4 点
配点 30 点の小項目	25～30 点	19～24 点	13～18 点	7～12 点	1～6 点

(7) 受託候補者の選定方法

本プロポーザルの審査は、審査委員会において、評価点をつけることにより、行う。

審査項目の「事業者の信頼性」及び「提案内容」の大項目ごとの評価点が、それぞれ配点合計の6割以上となった者のうち、評価点の総合計点が最も高い者を受託候補者として決定する。

評価点の総合計点が最も高い者が2者以上いた場合は、一番高い評価点をつけた審査委員会委員の数が上位の者を、受託候補者として決定する。この方法によっても決定できない場合は、審査委員会委員長の決するところにより決定する。

また、参加表明者が1者であっても、プレゼンテーション及び審査を行い、審査項目の「事業者の信頼性」及び「提案内容」の大項目ごとの評価点が、それぞれ配点合計の6割以上となった者を、受託候補者として決定する。

なお、選定された受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかったとき、又は選定された受託候補者が本要領2に定める参加資格要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為が判明したときは、次順位に選定された参加表明者（次に掲げる条件を満たした者である場合に限る。）を受託候補者とする。

条件：審査項目の「事業者の信頼性」及び「提案内容」の大項目において、それぞれ6割以上の合計点である者

7 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、参加表明者全員に対し、7月上旬に速やかに通知する。
- (2) 審査結果は、後日、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。公表内容は、業務名、審査委員会による採否の決定日、参加表明者数、受託候補者の名称、住所及び代表者氏名、各提案者の評価項目ごとの評価点及び合計点とする。

8 契約の締結

(1) 契約内容

受託候補者の提案内容を踏まえ、受託候補者と協議し、仕様書等の調整を行い、確定する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

免除

9 留意事項

- (1) 提案書等の作成等、本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、契約に至った場合に使用するほか、業務受託者選定以外に使用しないものとし、鳴門市文書管理規則に従い責任を持って管理及び廃棄を行う。なお、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号）に基づく公文書開示請求などにより

公開することがある。ただし、本プロポーザルに関わる者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、当該情報に該当するものがあると考える場合は、あらかじめ書面で申し出ること。

- (4) 契約締結後、本提案における不正・虚偽記載等が認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。